

高福第171-1号  
令和3年5月21日

各施設サービス事業所 管理者 様

埼玉県知事 大野 元裕  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく定期的な  
検査の受検要請について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の新規感染者数は高い水準で推移しており、変異ウイルスの感染拡大も懸念されています。もとより高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高く、大規模なクラスターが発生すると入所者の方々や施設運営に深刻な影響が生じることから、引き続き、感染防止対策の徹底を図る必要があります。

本県では、集中的検査実施計画に基づき、入所系高齢者施設職員等を対象に定期的な検査を実施しており、この検査で無症状の内に感染者を発見し、早期に対応することにより大規模なクラスターの発生を未然に防止できていると考えています。

一方、一部の施設においては未だ定期的な検査を受検されておらず、こうした施設においては無症状の内に感染が広がるリスクがあります。

こうした点を踏まえ、埼玉県では令和3年5月20日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県内の高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づく検査の受検を要請することといたしました。

これまで貴施設においては定期的な検査を受検されていませんが、検査の重要性を鑑み、受検していただきますようお願いいたします。

【参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項】

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

担当：福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当  
048-830-3247  
福祉部障害者支援課 施設支援担当  
048-830-3556